

【機密性2】

20190329\_東整適業\_コンプラ推進計画\_5年

平成30年度

# 東北地方整備局コンプライアンス報告書

平成31年3月

東北地方整備局コンプライアンス推進本部

## <目次>

はじめに	.....P 1
一. 推進計画の実施結果と評価	
I 職場づくりと職員の意識啓発	.....P 2
II 発注者綱紀保持	.....P 10
III 服務規律・倫理規程の遵守	.....P 16
IV 推進計画の実施状況及び実効性の検証	.....P 21
二. 推進計画以外のコンプライアンスの取組	.....P 23
三. アドバイザリー委員会からの意見等	.....P 24
四. コンプライアンス推進に係る活動経過について	.....P 25

## はじめに

東北地方整備局において、今年度は復興・創生期の3年目であり、地域からの期待に応えるべく、復興の仕上げに向け職員一丸となって事業を遂行していく中で、一たび不祥事が発生すれば地域からの信頼も一瞬にして失われる事態になりかねない。それを防ぐためには、風通しが良く、不正を見逃さない職場づくりと、コンプライアンスは「他人事」ではなく「自分事」であることを職員一人一人が認識するよう意識啓発を行うことが重要である。

今年度の推進計画においては、「風通しの良い職場づくり」と「職員の意識啓発」を二本柱とし、入札契約関係の情報管理、事業者等との接触等に関する発注者綱紀保持の取組、ハラスメントの防止等を強化することにより、コンプライアンスの推進を図っていくものとした。

今年度は、新たにコンプライアンスに関する研修やミーティング等に重点項目を盛り込み意識啓発を図ったほか、ミーティング等の全職員対象の講習については、未受講者に受講を促すフォローアップを確実に実施するなど、コンプライアンス推進の取組を強化してきた。

本報告書は、平成30年度における推進計画の実施結果と推進本部による評価、並びに委員会からの意見を取りまとめたものである。

# 一. 推進計画の実施結果と評価

## I. 風通しの良い職場づくりと職員の意識啓発

### 推進計画

#### (1) 風通しの良い職場づくり

…… 継続

管理職員は、日頃から職員（期間業務職員を含む。以下同じ。）への目配りや気配りを行い、適切な職場のマネジメントに努め、各種打合せや人事評価の面談等あらゆる機会を通じて情報共有を図り、職場内のコミュニケーションの向上に努めるなど、風通しの良い職場づくりを行う。

また、職員は、相互にコミュニケーションを図るとともに、上司や同僚職員に対する「報告・連絡・相談」に努めるとともに、職員同士が共同して、風通しが良く、不正を見逃さない職場づくりを行う。

#### ◎実施結果

- ・コミュニケーションの向上に努めるための取組として、本局では「報・連・相のお・ひ・た・し」という心構えを年度当初の幹部会で奨励しており、部長室や執務室等にリーフレットを掲示することで、幹部自らが意識して部下と接するなどの意識啓発がされていた。
- また、事務所でも幹部会で紹介し情報共有を図るなど、風通しの良い職場づくりを推進するうえで広く活用されていた。

※「お・ひ・た・し」とは、「お」怒らない、「ひ」否定しない、「た」助ける、「し」指示をする、を表す。

- ・鳥海ダム工事事務所では、事務所長が年度当初に「事務所の運営方針」を全職員に配信し、コンプライアンスの遵守等について事務所として不祥事を起こさない姿勢を示した。

#### ◎推進本部の評価

- ・「報・連・相のお・ひ・た・し」について、幹部会で奨励され、幹部職員自らコミュニケーションの向上に努める意識付けがされていることから、更に広めていただきたい。
- ・鳥海ダム工事事務所の事務所長が、事務所職員にコンプライアンス遵守についてのメッセージを配信しているのは、組織の長が明確な意思を示していることの好事例であることから、広めていただきたい。

## 推進計画

### (2) 所内会議におけるコンプライアンス意識の涵養 …… 継続

毎週開催される幹部会等の所内会議において、コンプライアンス通信等を活用して最新の不祥事事例等の情報共有を行うことにより、事務所等が一体となったコンプライアンス意識を涵養する。

#### ◎実施結果

- ・コンプライアンス通信は、幹部会等で最も活用される重要な資料の一つであり、事務副所長等が解説を加え理解しやすく周知するなど、コンプライアンス意識を涵養する資料として、非常に大きな役割を担っている。

#### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス通信や不祥事例の周知により、全職員へコンプライアンス意識の涵養を図ることは、コンプライアンス遵守の意識や理解が深まるので、今後も繰り返し注意喚起をするなど実施すべきである。

## 推進計画

### (3) コンプライアンス・ミーティングの実施 …… 継続

職員相互間での意見交換を通じて、不正の芽を小さいうちに摘みとる組織風土を醸成するため、身近な問題をテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを年2回実施する。

実施に当たっては、期間業務職員が理解しやすい、日常業務で起こり得るようなテーマも設定する。

#### ◎実施結果

- ・コンプライアンス・ミーティングについては、次のような工夫がされていた。
  - ・コンプライアンス・インストラクターを出張所へ派遣
  - ・期間業務職員を一同に集めたミーティングを実施
  - ・役職ごとに班分けをしてミーティングを実施
  - ・ワールド・カフェ方式(※)によりミーティングを実施

※「ワールド・カフェ方式」とは、1つのテーマを他のグループとメンバーをシャッフルして話し合いを続け、参加者全員の意見や知識を共有する手法のこと。話しやすい雰囲気作りに適している。

- ・未受講者へのフォローアップが確実に実行された結果、第1四半期・12月期ともに受講率100%を達成した。

	H28		H29		H30	
	受講対象 総数	受講率	受講対象 総数	受講率	受講対象 総数	受講率
第1四半期	3,374	98.1%	3,312	97.8%	3,282	100.0%
12月期	3,355	97.3%	3,293	97.8%	3,271	100.0%

### ◎推進本部の評価

- ・ミーティングの内容充実を図るためのさまざまな工夫は評価できるので、好事例として活用を広げていただきたい。

### 推進計画

#### (4) コンプライアンス講習会の開催

…… 継続

コンプライアンス意識の高い職場づくりを推進するため、コンプライアンス・インストラクターを活用したコンプライアンス講習会を年1回以上開催する。

開催に当たっては、公正取引委員会等の外部講師の招聘や適正業務管理官・港政調整官による講義を積極的に行い、近隣事務所等との合同開催など工夫する。

### ◎実施結果

- ・以下の事務所では、TV会議システムを用いて講習会を県内事務所等へ配信することで、効率的に開催する工夫がされていた。
  - ・秋田河川国道事務所（講師：公正取引委員会東北事務所）
  - ・能代河川国道事務所（講師：適正業務管理官・人事計画官）



能代河川の講習会をTV会議システムで発信



湯沢河国で受信して講習会を実施

- ・外部講師による専門性の高い講話を聴講することで、コンプライアンスに関する意識啓発が向上されていた。
  - ・公正取引委員会（入札談合防止に向けて） ※聴講した事務所数… 22
  - ・東北労働局（各種ハラスメントの予防）
  - ・弁護士（コンプライアンス違反事例、不祥事後の賠償や刑事処分等の事例）
  - ・日本生命保険相互会社仙台支社（企業のコンプライアンスの取組事例）
- ・適正業務管理官や港政調整官等を講師として派遣し、コンプライアンス推進の重要性と国土交通省の過去の不祥事例を詳しく解説することで、より身近な業務で気を付けるポイントを再確認するなど、意識啓発がされていた。

#### ◎推進本部の評価

- ・講習会にTV会議システムを利用することは、遠方の事務所でも聴講や意見交換ができるほか、幹事事務所以外の作業が軽減でき、出席者の移動時間が削減されるなどの効率化も図られることから、積極的に活用すべきである。
- ・外部講師から専門性の高い講話を聴講することは、コンプライアンス意識の醸成及び向上が期待できることから、引き続き実施するべきである。
- ・講習会の講師として、適正業務管理官や港政調整官の他に、コンプライアンス・インストラクターや本局の担当者を講師とすることは、聴講者のみならず講師自身のスキルアップにもつながるので、今後も実施を検討すべきである。

#### 推進計画

##### **(5) コンプライアンス・インストラクターの養成**

…… 継続

事務所等において、事務官、技官を問わず、発注者綱紀保持担当者等（副所長等）をサポートし、指導的役割を担うコンプライアンス・インストラクターを4月期異動後に各事務所1名以上配置できるように養成する。

#### ◎実施結果

- ・平成30年5月21日～23日に「コンプライアンス・インストラクター養成セミナー」を実施し、事務官15名・技官8名を新たにインストラクターとして養成した。平成31年2月1日現在でインストラクターは146名おり、前年度より増加している。
- ・セミナーの実施にあたっては、意見要望を反映させ、本格的な出水期等を避け、第1四半期に実施することで、技官の受講者を増やすよう工夫した。また、外部講師による「ミーティングの運営スキル向上」に関する講義を取り入れ、運営を円滑に進める実践能力を養成した。

### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス・インストラクターは、コンプライアンスに関する指導役として重要な役割を担っているので、新たな人材育成を今後も継続すべきである。
- ・セミナー実施にあたり、技官の受講者を増やしたことから、講義内容を充実したことは評価できる。インストラクター不在の事務所へ近隣から派遣するなど、積極的に活用すべきである。

### 推進計画

#### (6) コンプライアンス通信の発行

…… 継続

職員の綱紀保持に対する意識の徹底を図るため、「公務員等の不祥事事例」や「官製談合防止法の違反事例」に関して解説・取りまとめを行ったコンプライアンス通信を、毎月発行する。

### ◎実施結果

- ・コンプライアンス通信は毎月発行しており、幹部会や朝会等で重要な資料として、タイムリーな情報発信がされていた。  
事務副所長等が解説を加えて伝えたり、メール文に記事の概略を記載して周知するなど、理解しやすく十分に伝わる工夫がされていた。

### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス通信を毎月発行することにより、常に最新の不祥事案で注意喚起を行うことは、コンプライアンスを「自分事」として捉えることに有効であり、非常に重要である。  
職員がより理解しやすいように説明を加えていたことは評価できるので、引き続き実施すべきである。

## 2. 職員の意識啓発

### 推進計画

#### (1) 研修における取組

…… 継続

コンプライアンスに関する講義を主要な研修に設け、これらの研修を通してコンプライアンスの保持が職員自身や家族を守るものであること、「他人事」ではなく「自分事」であることを認識させるなど、職員の意識の醸成と徹底を図る。

特に、発注者綱紀保持に関する講義を設けた研修においては、国土交通省における過去の違反事案の発生経緯・再発防止策等を重点的に解説するとともに、研修生同士



が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式も採り入れ、不正を行わないことを強く意識づける。

### ◎実施結果

- ・中部地方整備局職員の不正事案に関する事実経過や要因等をもとに本省監査官室が示した「重点3項目（※）」について、研修講義や講習会等に用いた。

#### （※）重点3項目とは

- ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
- ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
- ・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景

### ◎推進本部の評価

- ・過去の不祥事案を教材に重点項目を盛り込んだ講義を受けることや、グループ討論で意見を出し合うことにより、不正を見逃さないことを強く意識づけていたことは評価できるので、引き続き実施すべきである。

## 推進計画

### （2）幹部職員会議における取組

…… 継続

事務所の所長、副所長等の幹部職員を対象とした本局会議において、公正取引委員会等の外部講師による講話を引き続き実施し、幹部職員の意識啓発を図る。

### ◎実施結果

- ・平成30年4月25日開催の総務担当副所長会議において、本局総務部幹部と各事務所の事務副所長等を対象に、日本生命保険相互会社仙台支社次長の講義「日本生命（民間企業）のコンプライアンスの取組」を実施した。  
不祥事が民間企業存続にかかる重要な要素になるという危機管理について聴講することで、幹部職員の意識啓発を図った。

### ◎推進本部の評価

- ・外部講師の専門的な知識と豊富な経験に基づく講話については、コンプライアンスを推進するための効果的な取組などの一助となる。指導的立場にある管理職員は、部下職員への指導に発揮されることが期待できるので、今後も継続すべきである。

推進計画

**(3) 新規採用職員等への周知徹底** ..... **継続**

新規採用の職員及び地方自治体等からの出向者に対して、年度当初に「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」、「義務違反防止ハンドブック」、「国家公務員倫理教本」及び「国家公務員倫理カード」を配布し、コンプライアンスに係る関係法令等の周知徹底を図る。

また、同資料を本局イントラネットに掲載し、全職員へ周知する。

◎実施結果

- ・新規採用職員（期間業務職員含む）及び出向者に対して、「コンプライアンス・マニュアル」や「倫理教本」などを配布し、ルールがあることを年度当初に周知徹底することで、確実に実施できるように意識付けをした。

◎推進本部の評価

- ・国家公務員として高い倫理観を持つ必要があり、倫理法等関係法令は必要不可欠なものであることから、今後も周知徹底を継続すべきである。

推進計画

**(4) e-ラーニングの受講** ..... **継続**

職員一人一人が自らコンプライアンス意識を向上させるため、e-ラーニングの受講を指導する。特に、未受講の職員については、各所属に当該リストを送付することにより、全職員の受講を目指す。また、最終受講日から3年を経過した職員に対しては、コンプライアンス意識が希薄にならないよう、再度の受講を促す。

現在構築されているコンテンツについては、コンプライアンスに係る制度改正等最近の動向を踏まえ、内容を見直す。

◎実施結果

- ・e-ラーニングの未受講者及び受講後3年以上を経過した職員を対象に実施した。
- ・未受講者へのフォローアップが確実に実行された結果、受講率100%を達成した。

コンテンツ	H30.3月期	H30.11月末 (履歴削除時)	H31.2月期
§1 服 務	92.0%	58.1%	100.0%
§2 倫 理	91.1%	58.0%	100.0%
§3 官製談合防止法	87.8%	53.8%	100.0%

### ◎推進本部の評価

- ・ 受講後3年経過した職員に対し再受講を促したことは、コンプライアンス意識を維持していく取組として今後も継続すべきである。
- ・ 未受講の職員については受講を促すとともに、3年経過した職員に対して再度受講を促す取組は定着していることから、今後も継続すべきである。

### 推進計画

#### (5) セルフチェックシートの実施

…… 継続

コンプライアンスに関する職員の理解度を検証するため、セルフチェックを第4四半期に実施し、正答率等の結果を職員にフィードバックする。セルフチェックの各項目の正答率を分析し、研修、コンプライアンス・ミーティングのテーマ、コンプライアンス通信等の内容に反映させる。

国家公務員倫理週間では、実施促進のためパソコンのポップアップ機能を活用したセルフチェックを実施する。

### ◎実施結果

- ・ 正答率等の分析結果を職員にフィードバックし、正答率が低い題材についてはフォローアップをすることで、理解度の向上を行っていた。  
事務所独自で分析し解説を行うことにより、職員の理解度向上に取り組んだ事務所もあった。
- ・ 職員用のセルフチェックは、過去の設問の表現を変更したり、設問を身近な題材に作り替え、期間業務職員用のセルフチェックは、新たにサービス・倫理を追加するなど、見直しをかけたことにより、コンプライアンスに関する知識の醸成を図っていた。
- ・ 未受講者へのフォローアップが確実に実行された結果、受講率100%を達成した。

	H28	H29	H30
実施率	99.2%	98.9%	100.0%
平均正答率	81.5%	85.1%	72.9%

### ◎推進本部の評価

- ・ 複数の事務所でセルフチェックを独自に分析してフォローアップを実施しており、コンプライアンスに関する知識の定着を図っていたので、今後は広めていただきたい。

- ・セルフチェックシートの設問について、内容が充実されており、今後も継続性・持続性を図りつつ工夫しながら実施していくべきである。

## 推進計画

### (6) 職員への注意喚起の強化

公務員の不祥事が発生した場合に必要な応じて綱紀保持徹底に関する文書を発出するなど、職員への注意喚起を強化する。

#### ◎実施結果

- ・管内で発生した不祥事後、局長名による「綱紀粛正の徹底に関する文書」を速やかに発出し、「全職員対象の緊急ミーティング」を実施するなど、職員への注意喚起を強化した。さらに、あらゆる機会を通じて事務所長に対し再三注意喚起を促している。

#### ◎推進本部の評価

- ・不祥事の再発防止のために速やかな対応を講じたことは、重要なことであり、今後も不祥事発生時に迅速かつ的確な対応を講じる意識を持つべきである。

## II. 発注者綱紀保持

### 1. 不正が発生しにくい入札契約手続への見直し

## 推進計画

### (1) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し …… 継続

入札書と技術資料を同時に提出させることにより、技術評価点の漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後にすることにより、予定価格の漏洩の防止を図る。

この取組を、施工能力評価型を適用する全ての工事で実施する。

#### ◎実施結果

- ・対象工事の発注がある全ての事務所において、入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しを実施し、技術評価点や予定価格等の漏洩防止を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しは、取組として確実に定着している。  
本取組は不正が発生しにくい入札契約手続きの重要かつ中心的な施策であり、今後も継続すべきである。

## 推進計画

### (2) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 継続

積算業務と技術審査・評価業務との分離体制を確保することにより、予定価格と技術評価点の両者を知る機会と知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を図る。

工事競争参加資格の確認及び技術評価点の審査を行う技術審査会及び入札・契約手続運営委員会においては、原則として、積算担当課長を構成員としない。

#### ◎実施結果

- ・積算業務と技術審査・評価業務については、これまでも審査及び評価を行う専門組織の設置や、設置された事務所を代表として近隣事務所を構成員とするブロック化などにより、審査体制を整備しており、本局及び全事務所で分離体制が確立されていた。

#### ◎推進本部の評価

- ・積算業務と技術審査・評価業務を分離することは、予定価格の情報と評価点の情報をそれぞれ別の部署で管理することになるため、秘密情報漏洩防止が図られており、今後も継続すべきである。

## 推進計画

### (3) 技術提案書等における業者名のマスキングの徹底

…… 継続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を図る。

また、技術提案書についても業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を図る。

なお、上記(1)に掲げる工事については、業務負担の軽減を図る観点から、原則として、マスキングを不要とする。

#### ◎実施結果

- ・平成29年1月16日付け通知「入札契約手続きの運用について」に基づき、技術審査会等で使用する技術審査資料について、情報管理整理役職表で定められた職員が入札参加業者名のマスキングを行い、情報漏洩の防止を図った。

### ◎推進本部の評価

- ・情報管理整理役職表で定められた職員が、技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、情報漏洩の防止が図られており、今後も適切に対応すべきである。

## 2. 技術審査資料等の管理の徹底

### 推進計画

#### (1) 技術審査資料の回収及び処分の徹底 …… 継続

技術審査会及び入札・契約手続運営委員会で使用する技術審査資料については、発注事務に関する情報管理のルールに基づき、回収及び処分を行う。

また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等により確実に処分する。

### ◎実施結果

- ・技術審査資料については、情報管理整理役職表に定める職員が会議終了後、速やかに回収・処分しており、それを情報管理責任者が定期点検するなど、適切に管理されている。
- ・本局では、平成30年6月以降、入札・契約手続運営委員会及び技術審査会（物品・役務）において、ペーパーレス会議システムを導入し、資料の回収や処分の作業が不要となり技術審査資料の漏洩防止及び業務の効率化が図られた。

### ◎推進本部の評価

- ・技術審査資料については、シュレッダーによる裁断等確実な処分が行われていた。引き続き回収・処分のほか、情報管理責任者による点検の徹底を図るべきである。
- ・本局でペーパーレス会議システムを導入し、技術審査資料の漏洩防止及び業務の効率化を今後においても更に推進されたい。

### 推進計画

#### (2) 技術提案書等の厳重な保管及び処分 …… 継続

技術審査資料作成の基礎となるデータについては、データの種類（紙、電子）を問わず、技術審査担当以外が閲覧又は加工したりできない場所に厳重に保管する。

特に、入札参加者が提出する技術提案書、施工計画書その他工事監督に必要となる資料については、定められた保存期間が終了した時点で処分する。

### ◎実施結果

- ・資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当者だけがアクセスできるフォルダや施錠できるロッカーに厳重に保管した。また、所属所内会議等において厳重に保管するよう周知徹底した。

### ◎推進本部の評価

- ・情報管理整理役職表に基づく情報管理責任者（課長等）による点検を十分に行い、適切な処分や保管となるよう徹底することを継続すべきである。

## 推進計画

<b>（３） 予定価格等の情報管理の徹底</b> <span style="float: right;">…… 継続</span>
予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報が含まれる文書及びデータについては、発注事務に関する情報管理のルールに基づき、施錠箇所での管理、アクセス制限、パスワードの管理等を徹底する。

### ◎実施結果

- ・情報管理責任者等の職務は情報管理整理役職表によって定められており、人事異動の際に随時見直しがされ、点検が確実に実施されるなど、情報管理のルールが徹底されていた。

### ◎推進本部の評価

- ・情報管理が徹底されていることは評価できるので、情報管理整理役職表の運用については、引き続き実施すべきである。

## 3. 事業者等との適切な対応

## 推進計画

<b>（１） 発注者綱紀保持規程等の周知</b> <span style="float: right;">…… 継続</span>
発注者綱紀保持規程等の関係法令や再発防止対策等について、次の取組により、事業者等及び来庁者に対して周知し、理解を求める。
① 東北地方整備局コンプライアンス推進計画、過去の違法事例、事業者等に課せられたペナルティ等をホームページに掲載し、取組への協力依頼と違法性に対する啓発活動を行う。
② 事業者等の関係業界団体に対し、コンプライアンスに関するリーフレットを

配付するなど、取組への協力依頼を行う。

- ③ 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書にコンプライアンスに関するリーフレットを同封し、取組への協力依頼を行う。
- ④ 庁舎及び執務室の入口等に入室制限の掲示を行う。

#### ◎実施結果

- ・事業者等への協力依頼を重要視し、契約締結時、工事施工の打合せ、事故防止対策委員会等の機会をとらえてリーフレットを配布する等工夫して理解を求めている。

#### ◎推進本部の評価

- ・発注者綱紀保持については、事業者等の協力が不可欠であり、さまざまな機会をとらえて事業者等に対して発注者綱紀保持に関する協力依頼を行っていることは評価できるので、引き続き実施すべきである。

### 推進計画

#### (2) 応接方法の徹底

…… 継続

事業者等との応接に当たっては、次の事項を徹底する。

- ① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。
- ② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。  
この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。

この場合において、執務室を執務スペースと受付カウンター等のオープンスペースとに分離し、原則として、オープンスペースで複数の職員により対応する。また、執務スペースへの事業者等の立入りは禁止する。

#### ◎実施結果

- ・平成29年3月から実施してきた「執務スペースとオープンスペースとの分離」は確実に定着しており、国民の疑惑や不信を招かない応接が徹底されていた。

#### ◎推進本部の評価

- ・応接方法については、執務スペースとオープンスペースを分離するなど、国民の疑惑や不信を招かないよう徹底して取り組んでおり、引き続き徹底すべきである。



#### 4. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応

##### 推進計画

<b>(1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為への対応</b>	…… 継続
---------------------------------	-------

発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、職員への周知徹底を図る。

<b>(2) 不当な働きかけに対する対応</b>	…… 継続
--------------------------	-------

事業者等又は他の機関の職員等から、不当な働きかけに該当する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及び内部・外部通報窓口等）について、職員への周知徹底を図る。

##### ◎実施結果

- ・平成30年度も、不当な働きかけに該当する事案は無かった。
- ・不当行為に対しては、会議やミーティング等において対応マニュアルや外部通報窓口を確認するなど、機会をとらえて職員への周知徹底を図っている。

##### ◎推進本部の評価

- ・不当な働きかけに該当する事案が無いところではあるが、朝会や課内会議等で対応マニュアルの確認や外部通報窓口の周知徹底を図るなど、事案発生を想定して備えており、引き続き実施すべきである。

#### 5. 入札結果の継続的監視

##### 推進計画

<b>(1) 入札談合疑義案件への対応</b>	…… 継続
-------------------------	-------

外部から入札談合に関する情報があった場合又は入札結果から入札談合に関する疑義事実があると判断した場合には、公正入札調査委員会へ報告するなど、入札結果を監視する。

##### ◎実施結果

- ・公正入札調査委員会に報告のあった談合疑義案件23件のうち公正取引委員会に報告した案件は1件（工事費内訳書に対する疑義）である。  
なお、外部からの談合情報はなかった。

◎推進本部の評価

- ・談合疑義案件については、今後も引き続き監視すべきである。

推進計画

**(2) 事務所ごとの応札状況の透明化**

…… 継続

年間を通じた一般土木工事及び港湾土木工事の落札率、業者別年間受注額・受注割合等の応札状況を事務所ごとに整理し、入札談合に関する疑義事実への該当性を確認するとともに、ホームページで公表し、その透明化を図る。

◎実施結果

- ・談合防止に向け、応札状況についてはこれまでもホームページで公表しており、透明化・情報公開を図っている。

◎推進本部の評価

- ・各事務所における一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合の公表状況について適切に公表されており、応札状況の透明化を図ることは談合防止に効果的であることから引き続き実施すべきである。

Ⅲ. 服務規律・倫理規程の遵守

推進計画

**1. 継続的な指導の徹底**

…… 新規

年度当初にハラスメント、再就職規制関係等の服務及び倫理資料を各事務所に送付し、幹部会等の所内会議で活用することにより、継続的な指導を徹底する。

◎実施結果

- ・平成30年4月24日付けで人事課から各事務所に関係資料を送付し、それを受け事務所コンプライアンス推進委員会や幹部会、朝会等で資料を活用して、幹部職員を中心に服務・倫理等の継続指導を行った。

◎推進本部の評価

- ・早期の取組が不可欠であるため、年度当初に資料を配布し、所内会議等で活用されていることは、継続的な指導実施に結びつき、職員の意識向上に効果的であることから、継続して実施すべきである。

## 2. ハラスメントの防止

### 推進計画

#### (1) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策

…… 継続

職員がその能率を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（以下「セクハラ等」という。）に関する次の取組を強化する。

- ① 各所属における定例会議やコンプライアンス推進会議等において、セクシュアル・ハラスメントに関する法令等の理解を深めるとともに、防止対策や相談員、相談窓口等の周知を徹底する。併せて、平成29年1月1日付けで施行された「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止等」の周知徹底を図る。
- ② 国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間中（12/4～12/10）に各職場において講習会を開催し、職員に対して、セクハラ等の防止対策や相談員、相談窓口等について十分に認識させる。
- ③ 本局に設置されているハラスメント相談窓口にご相談があった場合には、相談内容及び希望する対応方法の詳細を確認し、事態を悪化させないように迅速かつ適切に対応する。また、セクハラ等相談員は、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、人事院主催のセミナーに積極的に参加し、相談を受けた場合は、責任をもって対応する。
- ④ セクハラ等の被害が発生した場合には、事案の背景、要因等を分析し、再発防止の取組をとりまとめ、その徹底を図る。

#### ◎実施結果

・人事院が提唱する「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」は、今年度から「国家公務員ハラスメント防止週間」として実施された。

・第1四半期中に、セクシュアル・ハラスメント防止に関する対策・相談窓口等を周知徹底し、防止週間には、人事課からの資料を活用して全事務所でハラスメント講習会を開催した。また、外部講師を活用し、複数事務所で連携して講習会を開催した事務所もあった。

・ハラスメント相談員の充実を図るため、11月に行われた人事院主催ハラスメント相談員セミナーへ参加させ、スキル向上を図った。

#### 【その他の取組】

・平成30年5月30日付けで人事院から、幹部職員の関係した事案が複数発生していること等から、セクハラ防止及び排除に関して一層の強化徹底を求める通知が発出され、セクハラに関する基本的事項を改めて全職員に周知徹底した。

・さらに、平成30年6月12日付けで政府機関である「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定による「セクシュアル・ハラスメント防止対策の強化について」の一環として幹部職員に対して研修を実施することが義務化された。

・整備局では、平成31年1月18日に（一社）日本産業カウンセラー協会から講師を招いて講習会を実施し、本局課長以上の本局幹部102名が受講した。なお、この講習の様子は、情報共有化システムを通じ事務所に配信した。

### ◎推進本部の評価

- ・人事課の資料を活用した講習会や外部講師の活用などは、職員の意識向上に有効であることから、講習会の実施を継続すべきである。
- ・セクシュアル・ハラスメントに関する相談等については、相談員の技能向上を図るとともに、引き続き迅速かつ適切な対応をしていくものとする。
- ・セクシュアル・ハラスメント防止徹底が強化されたところであるが、全職員がこれまで以上に積極的に研修を受講するなど、継続的な取組が必要である。

### 推進計画

#### (2) パワー・ハラスメントの防止対策

…… 継続

上司から部下への不用意な言動によって、職員の勤務意欲を減退させないため、パワーハラスメントに関する次の取組を強化する。

- ① 事務所長会議、副所長会議等の本局会議において、外部講師によるパワー・ハラスメント防止に関する講話を実施する。各職場において講習会を開催し、職員に対して、防止対策や相談窓口について十分に認識させる。
- ② セクシュアル・ハラスメント防止週間において、パワー・ハラスメント防止に関する啓発活動を併せて実施する。
- ③ ハラスメント相談窓口に相談があった場合には、相談内容及び希望する対応方法の詳細を確認し、事態を悪化させないように迅速かつ適切に対応する。
- ④ パワー・ハラスメントの被害が発生した場合には、事案の背景、要因等を分析し、再発防止の取組をとりまとめ、その徹底を図る。

### ◎実施結果

- ・外部講師による講話は、平成30年5月24日開催の総務担当副所長会議で、総務部幹部と事務副所長等を対象に、松坂英明弁護士から「ハラスメント防止」と「不正行為に関する刑罰等」を聴講し、幹部職員の意識啓発を図った。
- ・各職場における講習については、各県ブロック出張所長・建設監督官連絡会議で総

務部調査官及び人事計画官による講話を実施したほか、各事務所においても講習会が行われており、職員の意識啓発が図られていた。

- ・ハラスメント相談窓口への相談については、相談者の意向を確認の上、事務所と連携して事態を悪化させないように迅速かつ適切に対応している。

#### ◎推進本部の評価

- ・ハラスメント防止に関する講話の実施等については、職員の意識啓発を行う上で有効であることから、継続すべきである。
- ・パワハラについては法制化が議論されているところであるが、セクハラと同様、これまで以上に防止意識の向上が求められており、継続的な取組が必要である。
- ・相談窓口では、事態を悪化させないように引き続き迅速かつ適切な対応をしていくものとする。

#### 推進計画

### 3. 再就職規制の遵守

…… 新規

幹部会等の所内会議において、再就職規制の概要、国土交通省における再就職に係る自粛措置、違反事例を説明し、再就職規制の周知徹底を図る。

また、定年退職予定者に対する7月の年金説明会や退職予定者に対する3月の説明においても、再就職規制の周知を行い、違反事例が発生しないよう取組の徹底を図る

#### ◎実施結果

- ・定年退職者に対しては、制度等について7月に説明会を実施したほか、各事務所において幹部会や朝会等で周知した。更に定年退職予定者及び早期退職予定者に対して、3月上旬までに関係書類の配布及び説明会を開催する等、改めて周知し、違反が発生しないよう徹底を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・全事務所において会議等で周知徹底を図り、職員の理解と意識向上の取組を引き続き実施されたい。

#### 推進計画

### 4. 官貸与パソコン等の不適正な使用の防止

…… 新規

官貸与パソコン等の不適切な使用がないか監視するとともに、職員に対しては、使

用状況がすべて記録されていること及び不適正な使用は処分の対象となることを周知し、その防止を図る。

#### ◎実施結果

- ・ 本局情報通信技術課で不適正利用の監視を行っており、毎月人事課に情報提供を行い、両者で確認したほか、不適正利用は禁止されており処分の対象となることを倫理週間や事務所コンプライアンス推進委員会等で周知し、職員への注意喚起を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・ パソコン不適正利用の禁止については、違反事例が発生しないよう、理解を深める取組を引き続き実施すべきである。

#### 推進計画

#### 5. 国家公務員倫理週間(12/1～12/7)における取組 …… 継続

全省庁共通の取組を確実に実行するとともに、次の東北地方整備局独自の取組を計画し、週間における啓発活動の一層の促進を図る。

- ① 局長メッセージの全職員へのメール送信
- ② 週間にあわせてのコンプライアンス推進委員会の開催
- ③ 情報セキュリティーポリシー遵守の周知徹底
- ④ 倫理法違反事案事例集等の情報提供

#### ◎実施結果

- ・ 今年度の倫理週間においては、セルフチェックのポップアップの充実やDVDのイントラ掲載を行い、これまで以上に公務員倫理に関する意識啓発を図った。

#### ◎推進本部の評価

- ・ 倫理週間を中心に、新たな取組を取り入れるなど、職員が倫理規定や服務規律の遵守の徹底が図られたと思われ、今後も継続して工夫すべきである。

#### 【不祥事発生時の取組】

当局職員の不祥事による逮捕等により、マスコミ報道される事案が相次いで発生した。

当該事案が発生した際には、局長から全職員に対してメッセージを発信し、綱紀粛正の徹底を改めて図るとともに、職員に対して引き続き高い倫理感を持ち、職務に精励することを求めた。

また、コンプライアンスに関する緊急ミーティングを所属毎に開催し、再発防止に努めた。

◎推進本部の評価

- ・不祥事を未然に防止するための各種取組を行っている最中にもかかわらず、こうした不祥事の発生が止まないことは非常に残念であるが、有効と考えられる防止対策を繰り返し行っていくことが必要である。

#### IV. 推進計画の実施状況及び実効性の検証

##### 推進計画

<b>1. 内部監査の実施</b>	…… 継続
主任監査官等が行う一般監査等において、各事務所等におけるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の実施状況等を重点事項とし、応札・落札状況については、時系列的な推移の傾向、工種毎、地域毎の状況に着目した監査を実施する。	

◎実施結果

- ・主任監査官等が行う一般監査については、今年度は14事務所を対象に実施し、監査重点事項であるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の実施状況等が確実に実施されていることを確認した。
- ・入札契約事務に係る応札・落札状況については、事務所幹部との意見交換を実施し、事務所として、時系列的な推移傾向、工種毎、地域毎に着目した分析が適切に実施されていることを確認した。

◎推進本部の評価

- ・主任監査官等が行う一般監査等において、コンプライアンスに関する監査を行うことは、推進計画の取組状況を確認する上で有効な手法であるため、引き続き実施すべきである。
- ・入札契約事務に係る応札・落札状況について、本省特別監察の手法により、重点的に分析をしていることは評価できるので、引き続き実施すべきである。

##### 推進計画

<b>2. コンプライアンス推進計画のフォローアップ</b>	
(1) 推進本部によるモニタリング等	…… 継続
コンプライアンス推進本部は、毎月実施する本部会合において、部長及びコンプラ	

イアンス推進責任者（事務所長及び管理所長）から再発防止策の具体的措置の状況等の報告を順次受け、これらのモニタリングとフォローアップを実施する。

また、本部長、副本部長及び本部員は、各県内事務所長会議に出席し、事務所及び管理所における問題、課題等を把握するとともに、コンプライアンス推進責任者と意見交換を行う。

### ◎実施結果

- ・今年度は各事務所からの活動状況報告の項目を絞り、事務所独自の取組を重点的に報告とした結果、事務所長の取組がより明確に推進本部へ伝わった。
- ・平成30年10月からTV会議システムによる会合を試行した結果、事務所長が本局を往復する移動時間が削減され、効率的な業務遂行に多大な効果があったので、次年度からは原則TV会議システムによる会合へ変更する予定である。



TV会議システムによる会合



秋田県内5事務所長がTV会議で出席

### ◎推進本部の評価

- ・コンプライアンス本部会合で事務所独自の取組を重点的に報告することは、他事務所の参考となり、よりコンプライアンス推進を広げることは評価できるので、今後も内容をより工夫して実施すべきである。
- ・次年度からのコンプライアンス本部会合は、原則TV会議システムを活用されたい。今後の会合運営について、職員の負担を軽減するような工夫を継続して検討すべきである。



## 二. 推進計画以外のコンプライアンスの取組

### 1. 行政文書の適正な管理

#### ◎実施結果

- ・平成30年4月に改正された国土交通省行政文書管理規則等を踏まえ、以下の取組を実施した。
  - ・文書管理に係る取扱を各種会議において周知徹底
  - ・各所属の文書管理担当者等を対象にした説明会を平成31年1月に開催
  - ・東北地方整備局独自の「文書管理の手引き」を作成して各所属へ配布
  - ・行政文書ファイル名やクレジットの明示を徹底（本省監査指摘事項）
  - ・文書整理月間に「行政文書の管理・保存・廃棄」へ対する集中的な点検・整理
  - ・研修等による基本的な知識の涵養

#### ◎推進本部の評価

- ・行政文書の扱いに対する社会的要請が大きい状況の中、行政文書に関するルールや知識を定着させるための取組は、組織及び職員自身を守るためにも重要であり、今後もくりかえし実施すべきである。

### 2. 法令順守に関する周知

#### ◎実施結果

- ・青森河川国道事務所に「職員が車のナンバーを他県のまま使用しているのは違反ではないのか」との投書があり、平成30年8月29日付けの東奥日報新聞に「国交省職員 マイカー “不適切” 「青森」以外のナンバー多数」という見出しで報道された。
- ・関係法令について、所管している東北運輸局に確認し、法令の概要と遵守等について速やかに全職員へ周知を行った。

#### ◎推進本部の評価

- ・法令順守の観点から組織や職員を守るための対応を速やかに講じたことは、重要なことであり、今後も不適切事例が発生した際には迅速かつ的確な対応を講じなければならない。

### 三. アドバイザリー委員会からの意見等

#### <風通しの良い職場づくり>

- ✚ 「報・連・相のお・ひ・た・し」に、部下に対して、感謝の言葉を伝えることを是非加えていただきたい。

#### <コンプライアンス講習会の開催>

- ✚ TV会議システムを利用した外部講師による講話を広く配信することは、今後も積極的に取り組んで頂きたい。その際、受け手となる事務所側では、コーディネーターを配置して会議の統率を図ることを考慮されたい。

#### <不祥事への対応>

- ✚ 消耗品の管理について、シール等を貼るだけでも、盗難防止などの予防的な効果がある。
- ✚ 不祥事を未然に防ぐためには、普段から職員の様子を見て変化に気付くこと、声かけをすることが重要である。

## 四. コンプライアンス推進に係る活動経過について

### (1) コンプライアンス推進本部

平成30年

4月23日 第1回会合

- ・コンプライアンス本部会合「運営方針」について
- ・平成30年度における推進本部年間スケジュールについて

5月31日 第2回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

鳴瀬川総合開発工事事務所  
七ヶ宿ダム管理所  
玉川ダム管理所  
三春ダム管理所  
酒田港湾事務所

- ・コンプライアンス・インストラクター養成セミナーについて

6月27日 第3回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

酒田河川国道事務所  
福島河川国道事務所  
郡山国道事務所  
八戸港湾・空港整備事務所

- ・コンプライアンス・ミーティングのテーマについて

8月31日 第4回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

高瀬川河川事務所  
北上川ダム統合管理事務所  
最上川ダム統合管理事務所  
東北国営公園事務所  
青森港湾事務所

- ・青森投書事案（ナンバープレート）について

9月26日 第5回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

岩手河川国道事務所  
鳴子ダム管理所  
釜房ダム管理所  
摺上川ダム管理所  
釜石港湾事務所

10月30日 第6回会合（TV会議システム利用）

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

秋田河川国道事務所  
湯沢河川国道事務所  
能代河川国道事務所  
鳥海ダム工事事務所  
秋田港湾事務所

11月13日 第7回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

三陸国道事務所  
南三陸国道事務所  
月山ダム管理所  
盛岡営繕事務所  
仙台港湾空港技術調査事務所

11月20日 第8回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

成瀬ダム工事事務所  
小名浜港湾事務所

12月14日 第9回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

岩木川ダム統合管理事務所  
東北技術事務所  
塩釜港湾・空港整備事務所

平成31年

1月31日 第10回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

青森河川国道事務所  
仙台河川国道事務所  
北上川下流河川事務所  
山形河川国道事務所  
新庄河川事務所  
磐城国道事務所

2月 4日 第11回会合

- ・ 本局における再発防止対策の具体的措置の状況等

総務部  
企画部  
建政部  
河川部  
道路部  
港湾空港部  
営繕部  
用地部

3月 6日 第12回会合

- ・ 平成30年度  
東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
- ・ 平成31～33年度  
東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

3月18日 第13回会合

- ・ 平成30年度  
東北地方整備局コンプライアンス報告書について
- ・ 平成31～33年度  
東北地方整備局コンプライアンス推進計画について

## **(2) コンプライアンス・アドバイザー委員会**

平成31年

3月18日 平成30年度 委員会

- ・ 平成30年度  
東北地方整備局コンプライアンス報告書（案） 審議
- ・ 平成31～33年度  
東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案） 審議